

11/24(日)

# プレミアム付商品券 臨時販売します!

市は、令和2年2月28日まで平日に販売している「プレミアム付商品券」を、11月24日(日)に臨時販売します。子育て世帯の人(0~2歳児の子がいる世帯)や申請をされた平成31年度市民税非課税者を対象に郵送した、プレミアム付商品券購入引換券と免許証などの本人確認書類を持参の上、ご購入ください。

**とき** 11月24日(日) 午前8時30分~午後5時15分

**ところ** 市民会館2階大会議室

対象となる平成31年度市民税非課税者は事前申請が必要です!  
令和2年1月31日まで延長受付します

■申請場所/市民会館2階大会議室(水・土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分~午後5時15分に受付。郵送での申請も可)

問合せ プレミアム付商品券専用コールセンター  
(☎47-5773、平日の午前8時30分~午後5時15分)



## 産業別最低賃金の改正

岐阜労働局は、産業別最低賃金(時間額)を12月21日から、次のとおり改正します。

- ①電気関連製造業=886円
- ②自動車関連製造業=930円
- ③航空機関連製造業=970円

詳しくは、同局労働基準部賃金室(☎058-245-8104)へ。

## 補装具巡回相談(整形外科)

\*とき/12月16日(月) 午前10時~11時30分

\*ところ/中川ふれあいセンター

\*内容/補装具(車いす・装具



など)の交付や修理などの整形外科に関する相談

- \*持ち物/身体障害者手帳、印鑑、現在使用している補装具
- \*備考/再交付・修理を希望する人は、事前に連絡が必要 ※必ず使用者本人が来場してください

\*問合せ/障がい福祉課(☎47-7298)へ

## 大垣警察署からのお知らせ ~犯罪被害者相談室~

11月25日~12月1日は、「犯罪被害者週間」です。岐阜県警察犯罪被害者相談室では、犯罪被害にあった人に寄り添い、突然襲ってきた悲しみなどの相談に応じます。一人で悩まずご相談ください。

【岐阜県警察犯罪被害者相談室】☎0120-870-783

【携帯電話からの発信専用番号】☎058-277-3783

# 臨時職員募集! 保育士・幼稚園教諭・調理員

市は、臨時職員(保育士・幼稚園教諭・調理員)を募集しています。  
あなたの知識・経験を地域に生かしてみませんか。

\*応募資格/①保育士・幼稚園教諭:保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する人 ※いずれか一方を有する人も応相談 ②調理員:調理師免許を有する人 ※有しない人も応相談

\*雇用期間/雇用の日~令和2年3月31日

\*勤務時間/①②午前8時30分~午後5時15分 ※①において、上記以外の勤務時間(短時間、早朝、延長対応など)は応相談。土曜交代勤務あり(主に午前8時30分~午後0時30分)

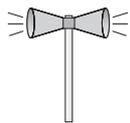
\*募集人数/①②若干人

\*選考方法/書類選考と面接

\*申込/履歴書と資格・免許の写しを子育て支援課(〒503-8601丸の内2-29、☎47-7096)へ



## 全国瞬時警報システム(Jアラート)の 全国一斉情報伝達試験



地震や大規模なテロ、ミサイル攻撃など、国の緊急情報を発信する「全国瞬時警報システム(Jアラート)」。その情報伝達試験が、12月4日(水)午前11時に、全国一斉に行われます。

それに伴い市は、市内164か所にある防災行政無線屋外スピーカーと指定避難所など130か所にある戸別受信機からの試験放送、および市メール配信サービス登録者への試験配信を行います。

詳しくは、危機管理室(☎47-7385)へ。



メール配信サービス

## 審議会を傍聴してみませんか

子育て支援会議		担当: 子育て支援課(☎47-7064)
11/27(水)	13:30~15:30	市役所本庁舎2階 第1会議室
・第3次子育て支援計画(素案)について ほか		
男女共同参画推進審議会		担当: 男女共同参画推進室(☎47-8549)
11/29(金)	10:00~12:00	市役所本庁舎2階 第1会議室
・男と女のががやきまちづくり表彰について ほか		

## ご確認ください!

# 屋外広告物は申請が必要です

まちなかなどに設置されている看板、道標、広告塔などは、采例上「屋外広告物」と呼びます。屋外広告物はルールに基づき表示・設置し、原則、市に申請して許可を受ける必要があります。詳しくは、都市計画課(東庁舎2階、☎47-8694)へ。

## 屋外広告物とは

屋外広告物とは、下の4つの要件をすべて満たすものと呼びます。営利目的か否かは問いませんのでご注意ください。 ※自分の敷地内でも規制がかかります

- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板・立看板や広告塔(板)、そのほか工作物などに表示されたもの、またはこれらに類するもの

## 許可申請が必要

許可申請書(市HPからダウンロード可)に必要な書類を添付し、市に申請してください。設置場所や面積などの基準を審査します。また許可には、面積などに応じ、審査にかかる手数料が必要です。

なお、自己の住所・事務所などに設置する自家広告物は、1事業所など表示面積合計10㎡以下の場合、許可申請は不要です。 ※許可期間満了後も引き続き広告物を設置する場合は、更新の手続きが必要です。

## 安全点検の義務化

全国で屋外広告物の落下などの事故が多発しています。こうした事故を未然に防ぐため、更新申請時に、有資格者による安全点検の実施が義務化されています。許可期間満了後、引き続き広告物を設置する場合は、安全点検を実施し、許可期間満了日の30日前までに必要な書類を添えて申請してください。

